

防災基本計画修正（案）

新旧対照表

平成29年4月

防災基本計画修正 新旧対照表

第1編 総則

修正前	修正後
第1編 総則	第1編 総則
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	第2章 防災の基本理念及び施策の概要
(1) 周到かつ十分な災害予防 (略) ○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。 (略) ・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。 (略)	(1) 周到かつ十分な災害予防 (略) ○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。 (略) ・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や <u>計画的かつ継続的な</u> 研修を実施する。 (略)
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 (略) ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。 <u>在日・訪日外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が國の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。</u>	第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。 (略) ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。 <u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が國の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。</u> (略)
第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた <u>屋内での待避等</u> の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた <u>「屋内安全確保」</u> の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。
4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

第1編 総則

修正前	修正後
被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、 <u>積極的な</u> 被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>○特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>○特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修を実施するとともに、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難<u>指示</u>等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策・警報等発表時や<u>避難指示</u>、避難勧告、<u>避難準備情報</u>の発令時にるべき行動 <p>(略)</p>	<p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活重建</u>に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策・警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にるべき行動 <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>○国は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び<u>避難指示</u>のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備情報</u>を伝達する必要がある。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び<u>避難指示（緊急）</u>のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する必要がある。</p> <p>○市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>○国及び都道府県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者</u>の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	力等を活用するものとする。
2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	(略)
(1) 情報の収集・連絡体制の整備	2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(略)	(1) 情報の収集・連絡体制の整備
○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターレビシスティム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○国〔内閣府、警察庁、消防庁、 <u>防衛省</u> 、国土交通省、海上保安庁、 <u>文部科学省</u> 等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、 <u>人工衛星</u> 等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターレビシスティム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
(略)	(略)
(2) 情報の分析整理	(2) 情報の分析整理
(略)	(略)
○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。	○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。 <u>さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を検討するものとする。</u>
(新設)	○国及び地方公共団体等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。
(略)	(略)
(3) 通信手段の確保	(3) 通信手段の確保
(略)	(略)
○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。	○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。
(略)	(略)
・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。	・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。 <u>特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。</u>
(略)	(略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○市町村は、避難勧告等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健衛生活動を支援する災害時健康危機管理支援チームの整備が促進されるよう、都道府県等の保健師等に対する教育研修を推進するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省〕は、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実 (略)</p> <p>○地方公共団体は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実 (略)</p> <p>○地方公共団体は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (2) 医療活動関係 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (2) 医療活動関係 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(新設)	○国〔厚生労働省、総務省〕、地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。
(略)	(略)
6 緊急輸送活動関係	6 緊急輸送活動関係
○地方公共団体は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき <u>輸送施設</u> （道路、港湾、漁港、飛行場等）及び <u>輸送拠点</u> （トラックターミナル、卸売市場等）・ <u>集積拠点</u> について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき <u>道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設</u> 及び <u>トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u> について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、 <u>都道府県が開設する広域物資輸送拠点</u> 、 <u>市町村が開設する地域内輸送拠点</u> を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
(略)	(略)
7 避難の受入れ及び情報提供活動関係	7 避難の受入れ及び情報提供活動関係
(1) 避難誘導	(1) 避難誘導
(略)	(略)
○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の <u>緊急的な待避場所</u> への移動又は <u>屋内での待避等</u> を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。	○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の <u>安全な場所</u> 」への移動又は「 <u>屋内安全確保</u> 」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
(略)	(略)
○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
(新設)	○市町村は、 <u>都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国〔農林水産省〕は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。</u>
(略)	(略)
(3) 指定避難所	(3) 指定避難所
(略)	(略)
○市町村は、 <u>指定避難所の学校等の施設</u> において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○市町村は、 <u>指定避難所となる施設</u> において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>○市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>○市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p>	<p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>府舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める</u>ものとする。</p>
<p>○市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、<u>当該市町村の条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(5) 応急仮設住宅等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 応急仮設住宅等</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>8 物資の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、育児</p>	<p>8 物資の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、育児</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>用調製粉乳、飲料水（ペットボトル）</p> <p>（略）</p> <p>○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>用調製粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</p> <p>○国〔内閣府〕は、物資の配送・到着状況や避難所等のニーズを把握するため、地方公共団体や物流事業者、物資調達企業などが情報共有できるシステムの整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>9 海外等からの支援の受入活動関係</p> <p>○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、消防庁、警察庁、防衛省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるなどを、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>9 海外等からの支援の受入活動関係</p> <p>○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、消防庁、警察庁、防衛省、厚生労働省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるなどを、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>○国〔内閣府等〕は、在日米軍からの支援については、支援を受け入れた後の在日米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○国〔外務省等〕は、大規模地震等が発生した際、我が国の被災状況及び政府の対応状況と併せて、海外からの支援受け入れに対する我が国の基本的な考え方について、あらかじめ外国政府に周知するよう努めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>（略）</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民</p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>（略）</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>間連携の促進等に努めるものとする。また、国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D_Waste-Net）の整備等による人的支援・人材育成に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 復興対策の研究</u></p> <p>(略)</p>	<p>間連携の促進等に努めるものとする。また、国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D_Waste-Net）の整備や、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会等による人的支援・人材育成に努めるものとする。</p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物に関する情報、D_Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(4) 復興事前準備の実施</u></p> <p>○国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。</p> <p><u>(5) 復興対策の研究</u></p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の<u>安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失すことなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>○地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>の状況等）や津波警報、雪害の規模等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>○地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>の状況等）や津波警報、雪害の規模等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>(略)</p>
<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。通信の途絶等により都道府県に報告できない場合は、直接国〔消防庁〕へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となつた者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により、被害の第一</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。通信の途絶等により都道府県に報告できない場合は、直接国〔消防庁〕へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となつた者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は<u>直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u>）に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、都道府県は、<u>人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁、国土交通省等〕、指定公共機関等は、必要に応じ、自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により、被害の第一</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し、指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は、被害規模を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>3 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>3 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。</p> <p>○都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>5 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>5 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>○国〔国土交通省等〕は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>○国〔国土交通省等〕は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>○国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施するものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>6 国における活動体制</p> <p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略)</p> <p>○現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。</p>	<p>6 国における活動体制</p> <p>(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略)</p> <p>○現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）とし、現地対策本部員は、<u>原則として</u>本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(7) 部隊の活動支援 (略)</p> <p>○国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</p>	<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(7) 部隊の活動支援 (略)</p> <p>○国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、<u>被災地へのアクセス確保</u>等を行うものとする。</p>
<p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び民間医療機関は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、国立病院機構の病院、<u>地域医療機構</u>の病院、民間医療機関の病院等において医療活動を行うものとする。</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び民間医療機関は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、国立病院機構の病院、<u>地域医療機能推進機構</u>の病院、民間医療機関の病院等において医療活動を行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣 (略)</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（D M A T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（D M A T）活動の終了以後、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、</p>	<p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣 (略)</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（D M A T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（D M A T）活動の終了以後、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継</p>

修正前	修正後
努めるものとする。	ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 (略)	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (略) ○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、 <u>被災地へのアクセス確保</u> 、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 (略)
(2) 道路交通規制等 (略) ○都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 (略)	(2) 道路交通規制等 (略) ○都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、 <u>港湾管理者又は漁港管理者</u> （本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 (略)
(3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行う <u>とともに</u> 、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、I C T技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 ○道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省等〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるものとする。 ○路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。 ○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 ○国〔国土交通大臣〕は、道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事	(3) 道路啓開等 ○国〔国土交通省〕は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行う <u>ものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等</u> に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、I C T技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 ○道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるものとする。 ○路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。 ○道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 ○国〔国土交通大臣〕は、道路管理者である都道府県及び市町村 又は港湾管理者 に対

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>○道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>し、国〔農林水産大臣〕は、漁港管理者に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>○道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域物資輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保</p> <p>○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、都道府県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>比較的規模の小さい</u>災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の<u>安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>8 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、<u>在日外国人、訪日外国人</u>に配慮した伝達を行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。</p>	<p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。</p> <p><u>○被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>
(新設) (略)	(略)
<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動</p> <p>1 保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。</p>	<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動</p> <p>1 保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>○被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。</u></p>
(新設) (略)	(略)
<p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、<u>海外等からの支援の受入計画を作成するものとし、非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。</u></p>	<p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、<u>受入れを行うものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>○国〔外務省〕は、作成された受入計画の内容について、支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、関係省庁は、同計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>○在日米軍からの支援受入れに関する調整は、二国間の合意により運用している既存の調整の仕組みを活用してこれを行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>○地方公共団体は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</p>	<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第2節 地震に強い国づくり，まちづくり	第2節 地震に強い国づくり，まちづくり
3 地震に強いまちづくり	3 地震に強いまちづくり
(2) 建築物の安全化	(2) 建築物の安全化
(略)	(略)
○国，地方公共団体及び施設管理者は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，国は，超高層ビルにおける長周期地震動対策として，設計基準の見直しや，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。	○国，地方公共団体及び施設管理者は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，国は，超高層ビルにおける長周期地震動対策として，設計基準の見直しや，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。
(新設)	○国及び地方公共団体は，特に，災害時の拠点となる庁舎，指定避難所等について，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
(新設)	○国及び地方公共団体は，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
(略)	(略)
(4) 崖地，液状化対策等	(4) 崖地，液状化対策等
○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め，急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに，急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し，近接する建築物の移転等を誘導する。さらに，地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について，ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに，警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め，急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに，急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し，近接する建築物の移転等を誘導する。さらに，地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について，ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに，警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。
(新設)	○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに，滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において，宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。
(略)	(略)
第3節 国民の防災活動の促進	第3節 国民の防災活動の促進
2 防災知識の普及，訓練	2 防災知識の普及，訓練
(1) 防災知識の普及	(1) 防災知識の普及
(略)	(略)
○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。	○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報（震度，震源，マグニチュード，地震活動の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
○国〔気象庁等〕，公共機関，地方公共団体等は，住民が緊急地震速報を受けたときの	○国〔気象庁等〕，公共機関，地方公共団体等は，住民が緊急地震速報を受けたときの

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○第2編1章3節3項(3)「企業防災の促進」</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○第2編1章3節3項(3)「企業防災の促進」</p> <p>○企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>○第2編1章6節2項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>○第2編1章6節2項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」</p> <p>○国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(3) 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興対策の研究」</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地震保険制度の充実</p> <p>(略)</p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(3) 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 復興事前準備の実施</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興事前準備の実施」</p> <p>(5) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(5)「復興対策の研究」</p> <p>(略)</p> <p>(6) 地震保険制度の充実</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線</p>

修正前	修正後
<p>等により、住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(戸別受信機を含む。以下本節中同じ。) 等により、住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」</p> <p>(略)</p>
<p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は、応急活動を支援するため、余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物、構造物の倒壊</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物、構造物の倒壊</p> <p>○市町村は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び都道府県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」</p> <p>○市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国〔内閣府、国土交通省〕及び都道府県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。</p>

別表略

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第4編 津波災害対策編	第4編 津波災害対策編
第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。 (新設) (略)	第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。 <u>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u> (略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (1) 津波警報等の発表及び伝達 (略) ○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに <u>避難指示</u> 等を発令することを基本とした具体的な <u>避難指示</u> 等の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に <u>避難指示</u> 等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <u>避難指示</u> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE R T），Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るも	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (1) 津波警報等の発表及び伝達 (略) ○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに <u>避難指示（緊急）</u> 等を発令することを基本とした具体的な <u>避難指示（緊急）</u> 等の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に <u>避難指示（緊急）</u> 等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <u>避難指示（緊急）</u> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 ○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALE R T），Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手

修正前	修正後
<p>のとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制</p> <p>(略)</p> <p>○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(3) 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興対策の研究」</p> <p>(略)</p> <p>(5) 地震保険制度の充実</p> <p>(略)</p>	<p>段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制</p> <p>(略)</p> <p>○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(3) 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 復興事前準備の実施</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興事前準備の実施」</p> <p>(5) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(5)「復興対策の研究」</p> <p>(略)</p> <p>(6) 地震保険制度の充実</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 津波警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大津波警報の伝達を受けた場</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 津波警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。な</p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>○市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに<u>避難指示を行う</u>など、速やかに的確な<u>避難勧告・指示を行う</u>ものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>○津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>お、市町村は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>○市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに<u>避難指示（緊急）を発令する</u>など、速やかに的確な<u>避難勧告等を発令する</u>ものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>○津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、<u>市町村防災行政無線</u>、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」</p> <p>（略）</p>
<p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕は、応急活動を支援するため、<u>余震発生</u>状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</p>	<p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕は、応急活動を支援するため、<u>地震活動の</u>状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</p>

別表略

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>○国〔内閣府、等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスターplanである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に<u>避難勧告・指示</u>等を行<u>う</u>方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの<u>開示</u>に努めるものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。 <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p>○国〔内閣府等〕は、被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施することができるよう、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料の作成及びその内容の周知徹</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>○国〔内閣府、等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスターplanである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に<u>避難勧告</u>等を<u>発令する</u>方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの<u>提供</u>に努めるものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。 (略) <p>(4) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p>○国〔内閣府等〕は、被災経験のない市町村であっても迅速かつ的確な災害対応を実施することができるよう、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応の要点を示した資料を作成し、その内容を周知す</p>

修正前	修正後
<p><u>底について、検討する</u> ものとする。 (略)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (2) 防災訓練の実施、指導 (略) ○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 (新設) (略)</p>	<p><u>るものとする。</u> (略)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及、訓練 (2) 防災訓練の実施、指導 (略) ○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 ○地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 (略)</p>
<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (1) 警報等の発表及び伝達 (略) ○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (2) 住民の避難誘導体制 (略) ○市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、国〔気象庁等〕の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 ○市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 (略) ○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 1 災害発生直前対策関係 (1) 警報等の発表及び伝達 (略) ○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (2) 住民の避難誘導体制 (略) ○市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 ○市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 (略) ○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表</p>

修正前	修正後
<p>された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、<u>土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u>国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、<u>面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u>国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>避難勧告又は指示</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>避難勧告等</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求める能够性があるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 復興対策の研究</u></p> <p>○第2編1章6節11項 <u>(3) 「復興対策の研究」</u></p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 復興事前準備の実施</u></p> <p>○第2編1章6節11項 <u>(4) 「復興事前準備の実施」</u></p> <p><u>(4) 復興対策の研究</u></p> <p>○第2編1章6節11項 <u>(5) 「復興対策の研究」</u></p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、<u>避難準備情報</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p>
<p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p>	<p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p>

修正前	修正後
(略) ○都道府県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。	(略) ○都道府県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
(新設) ○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。	○国〔国土交通省〕及び都道府県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。 ○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。
2 住民等の避難誘導 (略) ○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 ○市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。 ○市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。 ○市町村は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ○市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。	2 住民等の避難誘導 (略) ○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 ○市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。 ○市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。 ○市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ○市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

修正前	修正後
(略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (9) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」	(略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (9) 広域物資輸送拠点 <u>・地域内輸送拠点</u> の確保 ○第2編2章5節2項(9)「 <u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点</u> の確保」

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第6編 火山災害対策編	第6編 火山災害対策編
第1章 災害予防 第2節 火山災害に強い国づくり, まちづくり 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や <u>避難指示</u> 等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 (略) (新設) (略)	第1章 災害予防 第2節 火山災害に強い国づくり, まちづくり 2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略) ○市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や <u>避難指示（緊急）</u> 等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 (略) ○国〔内閣府等〕は、火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討するものとする。
第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略) ○国〔気象庁、文部科学省〕及び地方公共団体は、火山に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。 (略)	第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略) ○国〔気象庁、文部科学省、内閣府〕及び地方公共団体は、火山に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。 (略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) ○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略) ○国〔内閣府、国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。

修正前	修正後
<p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>○市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>(2) 住民、登山者等の避難誘導体制 (略)</p> <p>○地方公共団体は、地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>○市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた<u>避難指示(緊急)</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、国土交通省、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>(2) 住民、登山者等の避難誘導体制 (略)</p> <p>○地方公共団体は、地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図る<u>とともに、火山専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図る<u>ものとする。また、国〔内閣府、国土交通省、気象庁、文部科学省〕及び地方公共団体は、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罹災証明書の発行体制の整備 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 復興対策の研究</u> ○第2編1章6節11項<u>(3) 「復興対策の研究」</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民、登山者等の</p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罹災証明書の発行体制の整備 (略) <u>(3) 復興事前準備の実施</u> ○第2編1章6節11項<u>(4) 「復興事前準備の実施」</u></p> <p><u>(4) 復興対策の研究</u> ○第2編1章6節11項<u>(5) 「復興対策の研究」</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民、登山者等の</p>

修正前	修正後
<p>避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ<u>避難指示</u>等を行わなければならぬ場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ<u>避難指示(緊急)</u>等を行わなければならぬ場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p>
<h3>第1節 災害発生直前の対策</h3> <p>2 噴火警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、都道府県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>3 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、<u>避難勧告・指示</u>、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を<u>行う</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<h3>第1節 災害発生直前の対策</h3> <p>2 噴火警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、都道府県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>3 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、<u>避難勧告等</u>、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を<u>発令する</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<h3>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</h3> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<h3>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</h3> <p>2 交通の確保</p> <p>(9) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」</p>

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罷災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 復興対策の研究</u></p> <p>○第2編1章6節11項 <u>(3) 「復興対策の研究」</u></p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省、消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(2) 罷災証明書の発行体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 復興事前準備の実施</u></p> <p><u>○第2編1章6節11項(4)「復興事前準備の実施」</u></p> <p><u>(4) 復興対策の研究</u></p> <p>○第2編1章6節11項 <u>(5) 「復興対策の研究」</u></p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。</p>

修正前	修正後
(略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (7) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」	(略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (7) 広域物資輸送拠点 <u>・地域内輸送拠点</u> の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点 <u>・地域内輸送拠点</u> の確保」

修正前	修正後
<p>第12編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編1章から3章における、実用発電用原子炉施設から概ね5km圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），<u>後方支援拠点</u>の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，国〔原子力規制委員会〕において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。</p>	<p>第12編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編1章から3章における、実用発電用原子炉施設から概ね5km圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），<u>原子力事業所災害対策支援拠点</u>の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，国〔原子力規制委員会〕において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。</p>
<p>第1章 災害予防 第3節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には，専門的・技術的観点から支援を行うものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 災害予防 第3節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質<u>の</u>拡散計算を活用する場合には，専門的・技術的観点から支援を行うものとする。</p> <p>○国は，地方公共団体が，原子力災害時において，住民に対して具体的な避難経路，避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において，原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況，避難先までの移動距離や時間，道路状況，気象情報等）など様々な情報に加え，自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。 (略)</p>
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え (略)</p> <p>○内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者<u>に協力を要請する</u>内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて<u>必要な</u>体制をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え (略)</p> <p>○内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者の<u>協力内容</u>等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて，<u>原子力事業者としての協力内容や必要となる</u>体制をあらかじめ整備し，原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。</p>

修正前	修正後
(略)	(略)
1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (4) 各機関の防災体制の整備 (略) ○原子力事業者は、緊急時対策所（原子力事業所）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で、 <u>後方支援拠点</u> の候補地を選定しておくものとする。 (略)	1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (4) 各機関の防災体制の整備 (略) ○原子力事業者は、緊急時対策所（原子力事業所）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で、 <u>原子力事業所災害対策支援拠点</u> の候補地を選定しておくものとする。 (略)
(7) 防災関係機関相互の連携体制 (略) ○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、 <u>応援協定</u> の締結を <u>促進</u> するなど、体制の整備を図るものとする。	(7) 防災関係機関相互の連携体制 (略) ○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、 <u>民間事業者も含め協力協定等</u> の締結を <u>推進</u> するなど、体制の整備を図るものとする。 <u>また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行ふものとする。</u> (略)
(略)	(略)
4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係 (2) 医療活動関係 (略) ○国〔原子力規制委員会〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、 <u>医療従事者等を現地へ派遣し、原子力災害医療に係る医療チーム</u> を編成できるよう、体制の整備を行うものとする。 (略)	4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係 (2) 医療活動関係 (略) ○国〔原子力規制委員会〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、 <u>原子力災害医療派遣チーム</u> を編成できるよう、体制の整備を行うものとする。 (略)
○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関 <u>並びに</u> 一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。 (略)	○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関 <u>及び</u> 一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。 (略)
(3) 安定ヨウ素剤の予防服用関係 ○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を	(3) 安定ヨウ素剤の予防服用関係 ○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を

修正前	修正後
<p>服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>服用できるよう、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会、内閣府、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事</p>

修正前	修正後
<p>態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</p>
<p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する非対本部等が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>（略）</p>	<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>（略）</p>
<p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提出するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供するものとする。</p> <p>○原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したP A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</p>
<p>○原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>6 原子力事業者の活動体制</p> <p>（略）</p>	<p>6 原子力事業者の活動体制</p> <p>（略）</p>
<p>○原子力事業者は、事態に応じ、後方支援拠点を設置し、また、原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>四 原子力事業者の応急措置の確認等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会は、原子力事業者が設置する <u>後方支援拠点</u> に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 自衛隊等の原子力災害派遣等</p> <p>(略)</p> <p>○上記のほか、国〔原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、<u>連携して</u>原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、<u>非対本部等が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）</u>、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>四 原子力事業者の応急措置の確認等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会は、原子力事業者が設置する <u>原子力事業所災害対策支援拠点</u> に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 自衛隊等の原子力災害派遣等</p> <p>(略)</p> <p>○上記のほか、国〔原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、<u>地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等</u>、原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。</p>	<p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。<u>その際併せて、気象情報を提供するものとする。</u></p>

修正前	修正後
(略) ○地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。 (新設)	(略) ○地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。 ○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。
(新設)	○原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。
(略) ○原子力災害対策本部は、原子力事業所等における事故の状況、緊急時モニタリングの結果を勘案し、関係地方公共団体に対し、機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに、報道機関に対し速やかに公表するものとする。また、必要に応じて、原子力災害対策指針に基づき、避難区域を見直すなど、中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。 ○国〔内閣府、原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うものとする。	(略) ○原子力災害対策本部は、原子力事業所等における事故の状況、緊急時モニタリングの結果を勘案し、関係地方公共団体に対し、機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに、報道機関に対し速やかに公表するものとする。その際併せて、必要に応じて気象情報を提供するものとする。また、必要に応じて、原子力災害対策指針に基づき、避難区域を見直すなど、中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。 ○国〔内閣府、原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に、住民避難の支援その他の支援活動を行うものとする。
2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の開設 ○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。	2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の開設 ○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。